

議案第45号

木津川市介護保険条例の一部改正について

木津川市介護保険条例（平成19年木津川市条例第113号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和2年8月31日提出

木津川市長 河井 規子

提案理由

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した場合における介護保険料の減免について、令和2年2月1日以降に納期限が設定されているものに適用するため、所要の改正を行うものです。

木津川市条例第 号

木津川市介護保険条例の一部を改正する条例（案）

木津川市介護保険条例（平成19年木津川市条例第113号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1条を加える。

（新型コロナウイルス感染症の影響による保険料の減免の特例）

第8条 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した場合における保険料の減免については、令和元年度分及び令和2年度分の保険料であって、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限が設定されているものについて適用し、第11条第2項の納期限日（特別徴収対象被保険者の場合は、減免を受けようとする保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払に係る月）までにの規定は適用しないものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参考資料（議案第45号）

木津川市介護保険条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

(新)	(旧)
本則（略）	本則（略）
附 則	附 則
第1条～第7条（略）	第1条～第7条（略）
<u>（新型コロナウイルス感染症の影響による保険料の減免の特例）</u>	
<u>第8条 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した場合における保険料の減免については、令和元年度分及び令和2年度分の保険料であって、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限が設定されているものについて適用し、第11条第2項の納期限日（特別徴収対象被保険者の場合は、減免を受けようとする保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払に係る月）までにこの規定は適用しないものとする。</u>	

政策等の形成過程の説明資料

議 案 名	議案第 4 5 号 木津川市介護保険条例の一部改正について		
担 当 課	高齢介護課 介護保険係		
提 案 事 項 の 概 要 等 (必要性、効果等)	新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した場合における介護保険料の減免に関し、令和 2 年 2 月 1 日以降に納期限が設定されているものに適用するため、所要の改正を行うものです。		
提案に至るまでの経緯	・「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による介護保険の第一号保険料の減免に対する財政支援について(令和 2 年 4 月 9 日付け厚生労働省老健局介護保険計画課事務連絡)」 ・「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による介護保険の第一号保険料の減免に対する財政支援の取扱いに関する Q & A (令和 2 年 5 月 1 2 日付け厚生労働省老健局介護保険計画課事務連絡)」 ・上記事務連絡に基づき、改正案を策定。		
市 民 参 加 の 状 況	☐ 有 ☒ 無		
市総合計画の位置付け	基 本 方 針	2	誰もが生き生きと、生涯元気で暮らせるまちづくり
	政 策 分 野	4	福祉
	施 策	②	高齢者福祉 オ 利用者本位の介護保険事業の推進
概 算 事 業 費 (単 位 : 千 円)	☐ 単年度 (年度) ☐ 複数年 (年度)		
将来にわたる効果及び経費の状況	新型コロナウイルス感染症の影響により事業収入等が減少したことに伴い、生活が困窮している方の日常生活を維持するための生活支援策として、介護保険料を減免します。 減免による介護保険料収入の減少分は、その全額を特別調整交付金として財政支援される予定です。		